

予防接種を受ける際、  
保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です

臨時の予防接種を受ける場合、保護者（親権を有する者又は後見人）が同伴することが原則となっています。保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受ける子どもの健康状態をよく知っている親族等が同伴し、予防接種を受けることも可能です。

ただし、その場合保護者の委任状が必要となりますので、下記の委任状を記入し、受付に提出してください。

<b>臨時予防接種委任状</b>	
年 月 日	
(予防接種の種類)	
私は、下記の者に今回の _____ 予防接種に関する一切の権限を委任します。	
なお、本様式が湖西市に提出されることに同意します。	
保護者（委任者）の氏名	_____
緊急連絡先	_____
接種を受ける子の氏名	_____
代理人（同伴者）	_____
代理人と予防接種を受ける子の続柄（                      ）	

委任状は、1回の接種毎に必要です。